

第1丸木住宅新築工事（建築）の制限付一般競争入札について（公告）

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。なお、この入札による契約は、五島市議会の議決を得たときに本契約として効力を生ずるものとする。

令和7年4月18日

五島市長 出口 太

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 第1丸木住宅新築工事（建築）
- (2) 工事場所 五島市福江町1190番地10
- (3) 工期 360日間
- (4) 工事概要

第1丸木住宅（鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積591.87㎡）の建築工事

- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札参加資格を有する者は、五島市制限付一般競争入札試行要綱（以下「試行要綱」という。）第5条に規定する制限付一般競争入札参加申込書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、試行要綱第3条第1項第1号から第4号までに定める要件を満たす者で、かつ、次の条件を全て満たすものとする。また、試行要綱第3条第1項第8号に定めるところにより、他の入札参加希望者と一定の系列関係（資本的关系又は人的関係をいう。）があるものは、参加することができないものとする。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業
--------------	---

	の許可を受けていること。	
営業所の所在地及び格付等級に関する条件	五島市内に本店又は支店を有する者で、建築一式工事に係る格付等級がAランクであるものであること。	
配置技術者に関する条件	以下の条件を全て満たす技術者を、営業所専任技術者と別に工事現場に専任で配置することができること。	
	種 類	監理技術者
	国家資格等	建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、法第26条第5項に規定する講習を修了して5年を経過していない者であること。
	そ の 他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（五島市内の本店又は支店において、制限付一般競争入札参加申込書等の提出期限日まで連続して3か月以上雇用している場合をいう。）にある者であること。

3 提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者は、4の(2)に定める期間内に制限付一般競争入札参加申込書（試行要綱様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出すること。この場合において、制限付一般競争入札参加申込書は2部提出することとし、そのうち1部は、受付後に返却する。

ア 公告記載の工事の業種に対応する許可通知書又は許可証明書の写し（届出時において有効なものに限る。）

イ 経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の写し（届出時において有効なものに限る。）

- (2) 入札の結果、落札候補者となった者は、4の(6)に定める期限までに、次に掲げる書類を2部提出すること。この場合において、提出した書類のうち1部は、受付後に返却する。

ア 競争参加資格審査申請書（試行要綱様式第2号）

イ 配置予定技術者等の資格及び工事経験（試行要綱様式第4号）及びその添付資料

ウ その他契約担任者が必要と認めるもの

4 入札日程等

区 分	期間、期限等	配布場所等
-----	--------	-------

(1) 提出書類等の配布及び設計図書等の貸出し	令和7年4月18日（金）から同年5月7日（水）まで	五島市役所総務企画部財政課契約管財班
(2) 制限付一般競争入札参加申込書の提出	令和7年4月18日（金）から同年5月7日（水）まで	
(3) 設計図書等に関する質問	令和7年4月18日（金）から同年5月8日（木）まで	
(4) 設計図書等に関する質問の回答	令和7年5月13日（火）まで	
(5) 入札	令和7年5月20日（火） 午前10時00分から	五島市役所3階 3-A・B会議室
(6) 競争参加資格審査申請書等の提出	令和7年5月23日（金） 午後5時15分まで	五島市役所総務企画部財政課契約管財班

備考

1 (1)から(3)までの期間については、五島市の休日を定める条例（平成16年五島市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

2 (4)に規定する質問の回答方法は、次のとおりとする。

(1) 個別事項に関する質問については、当該質問をした者に対しFAXにて回答する。

(2) 全参加者に関する事項については、五島市のホームページに掲載する。

(<https://www.city.goto.nagasaki.jp/li/050/020/020/index.html>)

5 設計図書等の貸出し等

(1) 設計図書等は、CDにより貸し出すものとする。

(2) 貸し出した設計図書等については、入札終了後に入札会場にて返却すること。

(3) 設計図書等に関する質問は、4の(3)に定める期間内に書面により持参すること、又はFAXにて提出すること。FAXで質問をする場合において、質問者は、必ず提出先に着信を確認すること。

6 現場説明会

現場説明会は、行わない。

7 入札方法等

- (1) 郵便等による入札は、認めない。
- (2) 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- (3) 入札に際しては、3の(1)において返却された制限付一般競争入札参加申込書を提出すること。
- (4) 入札書及び入札用封筒は、五島市建設工事執行規則（平成16年五島市規則第177号）に定める様式によること。
- (5) 入札当日の気象条件（大雨、台風接近等）により入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (8) 入札回数は、2回までとする。なお、入札が不調の場合は、随意契約による契約を行うことがある。
- (9) 入札に際しては、五島市工事費内訳書取扱要領（以下「内訳書取扱要領」という。）に基づく工事費内訳書を、入札書と併せて提出すること。

8 落札候補者の決定

開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

なお、最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。

9 落札者の決定及び通知

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件等を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

- (2) 落札候補者が提出期限までに競争参加資格審査申請書等を提出しないとき、又は審査の結果、落札候補者が資格要件等を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。
- (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

1 0 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は失格とし、再度入札に参加することができないものとする。

1 1 入札保証金

入札保証金の額は、入札見積金額の100分の5以上の金額とする。ただし、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第74条の規定による免除又は減額に該当する場合は、令和7年5月13日（水）までに別途通知する。

1 2 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、財務規則第93条第1項第1号に規定する履行保証保険証券の提出又は同条第2項各号に掲げる担保の提供によって契約保証金に代えることができる。

1 3 支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額）の10分の4以内の額とする。
- (2) 工期途中における請負代金額の一部支払については、契約締結時に次のア又はイのいずれかを選択すること。

ア 中間前金払（請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額）の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が請負代金額の10分の6以内の額とする。）

イ 部分払（回数は、2回以内とする。ただし、会計年度ごとに出来高予定額

がある場合は、各会計年度においての回数とする。)

1 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

なお、無効となった者は、再度入札に参加することができないものとする。

- (1) 資格要件を満たさない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は契約担任者において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対して2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ねたとき、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないとき、その他必要な記載事項を確認することができないとき。
- (9) 内訳書取扱要領第5に掲げるいずれかに該当するとき。

1 5 虚偽記載等があった場合の措置

3に定める入札参加資格等の確認に必要な提出書類等に記載された内容に虚偽等が認められた場合は、五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号）に基づき指名停止となる場合がある。

1 6 その他

- (1) その他入札及び契約に関する事項は、財務規則、五島市建設工事執行規則及び五島市建設工事標準請負契約書（平成16年五島市告示第90号）の定めるところによる。
- (2) この公告は、五島市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.goto.nagasaki.jp/li/050/020/020/index.html>)

- (3) 不明な点に関する問合せ先 五島市総務企画部財政課契約管財班

電話 0959-72-6111 FAX 0959-74-1994